

学校保健安全法における感染症の取り扱いについて

下記感染症にかかった場合、感染症の種類及び病状により学校保健安全法で出席停止になる場合があります。登校の際は、医師の証明書（下記の「登校許可証」）を、担任までお届け下さい。

（「登校許可証」の「年・組・番・生徒氏名」は 本人または保護者が記入のうえ、主治医まで提出して下さい。）

学校保健安全法における感染症

【第1種】→治療するまで出席停止

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る）

【第2種】→感染症の種類により、期間指定で出席停止

インフルエンザ （鳥インフルエンザ(H5N1)・新型を除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱した後、3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
結核および髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染の恐れがないと認めるまで

【第3種】→病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで出席停止

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症など）

主治医殿

お忙しいところ誠に恐れ入りますが、以下の登校許可証のご記入をよろしくお願いいたします。

登 校 許 可 証

京華中学・高等学校 校長殿

☐ 中学 ☐ 高等学校 年 組 番 生徒氏名

学校保健安全法における感染症（ ）により、
月 日から 月 日まで加療中でしたが、
感染の恐れがなくなったため、 月 日より登校することを許可します。

令和 年 月 日

医療機関名

医師氏名

印